平成２６年（フ）第２０号
三重県鳥羽市鳥羽５丁目10番21号
破産者　有限会社肉よし商店
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２２８号
大津市別保１丁目８番20―213号
破産者　ｅ－ピグマリオン株式会社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９１９号
京都市上京区御前通今出川上る２丁目北町645の12、商業登記簿上の本店所在地京都市上京区御前通今出川上る鳥居前町665番地
破産者　有限会社ゆめか
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
奈良県生駒郡平群町初香台５丁目３番22号
破産者　原井　國男（開始決定時原井こと白川國男）
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２６７号
岡山県赤磐市多賀547番地２
破産者　イシコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６８号
岡山県倉敷市西富井639－１、開始決定時の住所岡山県赤磐市山陽７丁目１番５－205号
破産者　大深　洋子
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６号
愛媛県今治市松本町５丁目２番地３
破産者　アキラ産業有限会社
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第７号
愛媛県今治市松本町５丁目２番地３
破産者　株式会社優
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３６８号
熊本市西区野中１丁目８番１号1105号室
破産者　株式会社ＷＥＢコンサルティング
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５８号
鹿児島県鹿児島市松原町２番18―1303号
破産者　大脇　成子
1　決定年月日　平成27年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４９７号
宮城県宮城郡松島町竹谷字片平22番地の２
破産者　大友　義弘
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５３７号
仙台市宮城野区二十人町22番地　ファミール榴ヶ岡1002
破産者　阿部ひろみ
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６５３号
宮城県多賀城市城南２丁目18番11号　シェリーパークシオンＣ202
破産者　小林　　覚
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
山形県東田川郡庄内町余目新田字新田町１番地３、前住所山形県酒田市東泉町５丁目３番地の19
破産者　齋藤　　淳
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１０号
福島県相馬市塚ノ町１丁目１－８　ヴェルドミールⅡ－102、住民票上の住所愛媛県新居浜市清水町13番７号
破産者　雨山　能久
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第９１号
茨城県日立市宮田町２丁目６番４－602号、前住所茨城県日立市城南町１丁目11番18－107号
破産者　高木龍一こと　高　　龍一
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第７６９号
さいたま市見沼区東大宮５丁目４番地11コーポ晴風401号室、旧住所さいたま市南区文蔵３丁目５番７号404
破産者　坂井　洋一
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８２８号
さいたま市北区土呂町１丁目70番地５　401号、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西６丁目１番地15－７－301号
破産者　齋藤　正英
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
千葉県東金市家徳762番地10
破産者　小川ヤス子
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係